

消防団の取扱い

消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。

◇報酬、費用弁償は、さいたま市の制度に統一する。



社会福祉事業の取扱い

社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇社会福祉大会、災害見舞金支給事業、民生委員児童委員は、さいたま市の制度に統一する。

◇苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン、高等学校入学支度金支給事業、住宅費(契約更新料)差額金助成事業、出産費差額助成事業は、さい

たま市の制度を適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)

◇岩槻市の低所得世帯入院料(室料)差額補助事業は、廃止する。

障害者福祉事業の取扱い

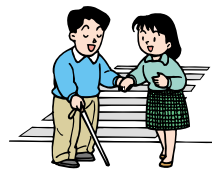
障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇ホームヘルパー派遣事業(支援費制度)、特別障害者手当は、現行のとおりとする。

◇身体障害者手帳等申請用診断料給付事業、障害児(者)生活サポート制度、心身障害者福祉手当は、さいたま市の制度に統一する。

◇レスパイトサービス事業、心身障害者相談員制度、重度身体障害者社会生活訓練事業は、さいたま市の制度を適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)

◇岩槻市の紙おむつ給付事業は、廃止する。



高齢者福祉事業の取扱い

高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇敬老祝金支給、敬老会、宅配食事サービス、重度要介護高齢者手当は、さいたま市の制度に統一する。

◇敬老マツサージ施術料補助、重度要介護高齢者訪問理容サービス、高齢者相談員設置事業は、さいたま市の制度を適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)

◇岩槻市の老人スポーツ大会は、廃止する。

児童福祉事業の取扱い

児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇保育時間、保育料、放課後児童健全育成事業、家庭児童相談は、さいたま市の制度に統一する。

◇児童手当、児童扶養手当は、現行のとおりとする。

◇ひとり親家庭児童就学支度金、ブックスタート事業、病児保育事業は、さいたま市の制度を適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)



保健・医療事業の取扱い

保健及び医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

◇休日急患診療所、在宅当番医制、2次救急医療は、合併時まで調整する。

◇スズメバチ等駆除事業、犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業は、さいたま市の制度を

適用する。(岩槻市域でも実施することとなります。)

◇乳幼児医療費助成制度、乳幼児健康診査、健康診査・検診は、さいたま市の制度に統一する。



各種事務事業の取扱い

広報広聴事業、コミュニティ施策、情報公開事業、防災事業、男女共同参画事業、市民窓口業務、文化振興事業、環境対策事業、交通対策事業、農業振興事業、商工・観光事業、勤労者消費者関連事業、都市計画事業、道路事業、河川事業、住宅事業、学校教育事業、社会教育事業、議会及び選挙は、さいたま市の制度に統一するものとする。なお、岩槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。